

# 厚生委員会記録

[第2日目]

1 日 時 令和4年3月16日(水曜日)

|     |          |
|-----|----------|
| 開 会 | 午前10時23分 |
| 休 憩 | 午前10時36分 |
| 再 開 | 午前11時59分 |
| 休 憩 | 午後 0時28分 |
| 再 開 | 午後 2時19分 |
| 休 憩 | 午後 2時28分 |
| 再 開 | 午後 3時47分 |
| 閉 会 | 午後 3時54分 |

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員 10人

|      |         |
|------|---------|
| 委員長  | 成 田 光 雄 |
| 副委員長 | 松 井 桂 将 |
| 委 員  | 金 岡 貴 裕 |
| //   | 藤 田 克 樹 |
| //   | 吉 田 修   |
| //   | 久 保 大 憲 |
| //   | 江 西 照 康 |
| //   | 東 篤     |
| //   | 橋 本 雅 雄 |
| //   | 柞 山 数 男 |

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【病院事業局】

|               |       |
|---------------|-------|
| 病院事業管理者       | 石田 陽一 |
| 富山市民病院長       | 藤村 隆  |
| 富山まちなか病院長     | 樋上 義伸 |
| 管理部長          | 砂田 友和 |
| 管理部次長         | 藤沢 晃  |
| 経営管理課長        | 中田 祐一 |
| 契約出納課長        | 山本 忠夫 |
| 医事課長          | 岡地 睦美 |
| 総務医事課長        | 野村 学  |
| 経営管理課主幹（調整担当） | 開澤 聡  |

### 【福祉保健部】

|                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| 部長                                  | 田中 伸浩  |
| 理事（部次長）                             | 高畠 利明  |
| 部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当） | 加藤 浩子  |
| 保健所長                                | 瀧波 賢治  |
| 参事（保健所次長）                           | 堀田 英樹  |
| 参事（保健所次長（技術担当））                     | 宮崎 英明  |
| 福祉政策課長                              | 光岡 伸一  |
| 生活支援課長                              | 東 寛    |
| 指導監査課長                              | 耕作 優   |
| 障害福祉課長                              | 西田 清和  |
| 長寿福祉課長                              | 土地 満   |
| 介護保険課長                              | 片山 正和  |
| 保険年金課長                              | 長森 貴弘  |
| 大沢野行政サービスセンター地域福祉課長                 | 原 雅博   |
| 大山行政サービスセンター地域福祉課長                  | 滝川 智士  |
| 八尾行政サービスセンター地域福祉課長                  | 高杉 稔   |
| 婦中行政サービスセンター地域福祉課長                  | 廣瀬 康之  |
| 保健所地域健康課長                           | 卜蔵 雄治  |
| 保健所保健予防課長                           | 丸本 昌   |
| 保健所生活衛生課長                           | 鈴木 富勝  |
| まちなか総合ケアセンター所長                      | 山田 弘美  |
| 看護専門学校事務長                           | 中田 祐一  |
| 福祉政策課長代理（調整担当）                      | 岩滝 真由美 |

## 【こども家庭部】

|                            |    |     |
|----------------------------|----|-----|
| 部長                         | 大沢 | 一貴  |
| 部次長                        | 古川 | 安代  |
| こども支援課長                    | 沢井 | 誠   |
| こども保育課長                    | 竹内 | 孝   |
| こども福祉課長                    | 本郷 | 由佳  |
| こども健康課長                    | 酒井 | 敦子  |
| 大沢野行政サービスセンター地域福祉課長        | 原  | 雅博  |
| 大山行政サービスセンター地域福祉課長         | 滝川 | 智士  |
| 八尾行政サービスセンター地域福祉課長         | 高杉 | 稔   |
| 婦中行政サービスセンター地域福祉課長         | 廣瀬 | 康之  |
| まちなか総合ケアセンター所長             | 山田 | 弘美  |
| 子育て支援センター所長                | 石山 | 美樹子 |
| こども支援課主幹（放課後児童健全育成事業・調整担当） | 温井 | 信之  |

## 【市民生活部】

|                      |    |     |
|----------------------|----|-----|
| 部長                   | 岡地 | 聡   |
| 部次長                  | 越野 | 伸二  |
| 部次長（生活安全交通・防災危機管理担当） | 渡辺 | 正信  |
| 大沢野行政サービスセンター所長      | 池口 | 昌博  |
| 大山行政サービスセンター所長       | 荒井 | 敦志  |
| 八尾行政サービスセンター所長       | 桐溪 | 修一  |
| 婦中行政サービスセンター所長       | 毛呂 | 知昭  |
| 参事（市民課長）             | 川越 | 直樹  |
| 参事（消費生活センター所長）       | 横山 | 浩二  |
| 参事（細入中核型地区センター所長）    | 圓山 | 尚英  |
| 市民生活相談課長             | 森川 | 知俊  |
| 生活安全交通課長             | 小善 | 誠   |
| 男女参画・市民協働課長          | 高田 | まどか |
| スポーツ健康課長             | 秋  | 俊浩  |
| 山田中核型地区センター所長        | 竹内 | 宗健  |
| 市民生活相談課主幹（調整担当）      | 栗山 | 朋子  |

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

|               |    |     |
|---------------|----|-----|
| 議事調査課調査係長     | 金井 | 沙織  |
| 議事調査課主査       | 中村 | 千里  |
| 議事調査課主査       | 熊谷 | 法子  |
| 議事調査課主事       | 木戸 | 雅人  |
| 議事調査課主事       | 江部 | なな恵 |
| 議事調査課主事       | 北山 | 栞   |
| 議事調査課会計年度任用職員 | 佐伯 | 瞳   |

## 7 会議の概要

委員長 厚生委員会を開きます。  
これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。  
議案第30号 富山市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより当局の説明を求めます。

経営管理課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

東委員 共同治験審査委員会を平成27年から利用しているということで一厚生労働省の要請で富山県医師会のほうで設置しているということですが、これは県内のほとんどの病院で構成されているという解釈でよろしいのでしょうか。

経営管理課長 共同治験審査委員会は、富山県医師会さんが設置したものもございますし、富山市医師会さんのものもございます。病院のほうがそれぞれに加盟しているということでございます

が、すみません、委員会の構成病院の具体的な名称などは手持ち資料がございません。大変申し訳ございません。

東委員 複数の病院で構成されていると、多分それだけ内容としてもより緻密になるということだと思っておりますが、参考のために、できればまた後日、どのような病院が入っているのか資料を頂けたらありがたいです。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第30号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第30号を採決いたします。  
本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。

以上で、病院事業局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、令和4年4月病院事業局組織の一部改正（案）について、当局の報告を求めます。

経営管理課長　〔委員会資料により説明〕

委員長　ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長　ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、病院事業局所管分で、議案及びただいまの報告事項以外に何か質問はありませんか。

久保委員　病院事業管理者にお伺いしたいと思うのですが、経営改善は—これは民間ももちろんそうなのですが—常に取り組んでいただければと思いますし、精いっぱい取り組んでいただいていると私は認識をしています。

一方で、先ほどの予算の説明の中でも—9月定例会で我が会派から、一般会計からの繰入れについて、もっと積極的に予算要求してはどうかという提案をさせていただいたと思うのですが、今回、予算の説明を受けて次年度

の予算にはあまりそういうものが考慮されなかったのではないかという印象を持ちました。私個人の見解としては、総務省の数字で認められているものが全て入らなければ、赤字か黒字かという結果はさほど問題ではないと思っています。ただ、病院経営を健全に行っていく、また、建て替えであったり、将来のいろいろな設備投資も踏まえれば、適正な病院運営をしていくためには、しっかりと総務省の通知に沿った原価計算をして、必要があれば、総務省で認められる部分について当局と必要な予算折衝をしていただきたいと強く思うのですけれども、今後の病院運営をしていく上でも、どのような視点で取り組んでいくのか、病院事業管理者の思いをお伺いしたいと思います。

病院事業管理者 今の御指摘のように、総務省から交付金で来ております繰入れについては、それを見込んで病院を運営しなさいということが公立病院に課せられているものだと認識しております。一方で、先ほどもありましたように、富山市全体のことを考えたときに、必要があれば基準外の繰入れもしていただいております。トータルで、病院に今どのようなものが一番必要であって、一時的に高額な繰入れをしてで

も長期的には経営が安定化する。しかも新たな医療機械を入れて、医療機能を高めていくということで、長期的な展望の中で繰入れをしていけばいいのではないかと考えております。

ちなみに、先ほど出ておりました放射線治療装置は、5億円、6億円かかる機械になります。ただ、これにつきましては、当時がん診療をしっかりと行っていきたいということを当局に説明しまして、通常であれば認められないような金額も出していただいた経緯がございます。

このように、その年度だけで見ないで、長期的な展望の中で、例えば、御指摘のありました建て替えの費用などを見込んで、どのようにしていけばいいのか、市長部局とよく相談しながら今後も進めていきたいと考えております。

連携というものは必ずしも赤字、黒字ということではなくて、やっぱり病院が存続していくことが地域のインフラとしてどうしても必要なことだと考えておりますので、まずは病院を安定して運営できるような収支計画、投資計画を今後も立てていきたいと考えております。



東委員

この市民病院、まちなか病院は公立病院ということで、民間病院ではやらない不採算部門も行わなければならないという使命を持ちながら、片方で経営改善もやるということで、大変苦勞されながら病院経営をされていることに敬意を表したいと思っております。

いよいよ4月1日、いろいろな職種の方が退職し、その分新たに新規の職員を採るということで新年度がスタートするわけなのですが、医師や看護師、あるいは薬剤師等、4月1日を迎えるに当たって、定員が不足する職種等はないのかお伺いします。

経営管理課長

年度末を迎えるに当たりまして、各診療科や管理部も含めまして、どのような体制で新年度に臨むのか、ちょうど今週末にヒアリングをしようとしているところでございます。その中で、次年度の人員で適切数が何名なのか、どれだけの過不足が出るのかということ把握いたしまして、そこで必要な人員につきましては、次年度にしっかりと採用計画を作成いたしまして採用していくというところで、今現在、その数字を把握しているところでございます。

東委員

実は、昨日でしたか、おとといでしたか、同

じ公立病院のかみいち総合病院で、助産師が退職して補充ができなくて、今年10月から分娩ができなくなるという報道がございました。地域の基幹病院でそのようなことがあったことは本当に大変な事態であります。

医療スタッフの皆さんも労働が大変きつということ、今、なかなか成り手がいないとか、募集しても応募がないという状況もあります。地域医療を守るために、ぜひともいろいろと工夫をしながら、スタッフをしっかりと確保して、地域の皆さんの健康、命を守っていただきたいと思います。よろしく願いします。

委員長

ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

~~~~~

午前11時59分 再開

委員長

厚生委員会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第25号 富山市民生委員定数条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第26号 富山市立看護専門学校条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第27号 富山市地区福祉センター条例を廃止する条例制定の件、  
議案第67号 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、  
以上4件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉政策課長 〔議案第25号について、  
議案書により説明〕

看護専門学校事務長 〔議案第26号について、  
議案説明資料により説明〕

大沢野行政サービスセンター  
地域福祉課長 〔議案第27号について、  
議案説明資料により説明〕

保険年金課長 〔議案第67号について、  
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

金岡委員

富山市立看護専門学校条例の一部を改正する条例制定について、私は確認とお願いをしたいと思います。

趣旨に、私立を含めた他の看護師養成機関との均衡、受益者負担の適正化とありますが、参考として書いてあるのは、あくまで中核市、政令市の市立の養成機関の金額だけです。県内にも私立の機関がありますから、そのようなところとの均衡を図るためにも、その金額もしっかりと考慮していただいて、どれぐらい乖離しているのかということが表れていると、すごく分かりやすいかと思います。

看護専門学校事務長

資料の記載につきまして、今、御指摘のとおり、一部県内の状況などの情報が不足しておりましたこと、本当に申し訳ございません。この改定額を検討する際に、おっしゃるとおり、県内の養成機関の状況をまず調べました。富山県内には、公立で本校を含め3校、私立が4校、計7校の看護師の養成機関がございます。そのうち、私立の4校の学費の平均額なのですが、授業料が月額で4万8,959円、入学金が22万5,000円、それから入学試験料が2万円となっております。また、私ども公立3機関を含めた合計7機関で平均を取っ

てみたのですが、7機関の学費の平均授業料が月額で4万2,162円、入学金が19万5,714円、入学試験料が1万7,143円となりました。現在、本校の月額の授業料は1万円、入学金は徴収をしておりません。入学試験料は5,000円となっております。こうしたことを踏まえまして、私立を含めた他の機関との均衡という観点から、値上げ幅を私立に近づけてもう少し高くするということも考えたのですけれども、やはり改定幅が非常に大きくなるのではないかということも思いまして、学生への影響も考慮した結果、今回はそのような観点と、もう一つは、中核市の市立養成機関の平均額を比べました。その結果、比較的本校の状況に近い中核政令市の市立の養成機関の平均額を参考に改定させていただきたいと結論が出た次第でございます。

金岡委員

この場でお願いすることではないのかもしれませんがけれども、私立と公立の差というのはやっぱり大きくて、看護師というのは、このコロナ禍で足りていないというか、必要だということところで、市としても一ならずわけでもないですけれども一私立に対するサポートも考えていかなければいけないと思いますし、

公立機関の是正といったこともまた今後検討していただければいいのかと思います。

吉田委員

看護専門学校の授業料等引き上げの問題で、他都市との比較で言うと、やむを得ないのかなという思いもありますが、私立の入学金が22万5,000円、これは専門学校としては、むしろ私立が高過ぎるのです。そういう高い印象があると駄目だと思うのです。そういう意味では、公立との比較であれですが、ケア労働といいますか、これをしっかり考慮していくと。これから高齢社会に向けて一層介護、看護というのは必要な職業ですから、改定の理由に受益者負担というのを持ってきたり、先生の費用に充てるなど、これはあまりにもひど過ぎるのではないかと。整合性は分からないでもないけれども、という気がします。

ですから、低所得者対策で減免制度や云々—これは富山市だけが行っている、独り親や生活保護の家庭への就学や奨学金、入学時には手厚い支援がありますから、そういう人たちはかなり助かると思うのですが、その対象になっていない者がいっぱいいるわけです。だから、国の奨学金などものすごくハードルが高いのです。実施まで1年あるわけですか

ら、低所得者対策をもう少し具体的に1年間かけて検討してほしいと要望しておきたいと思います。

東委員

今、吉田委員が要望ということだったのですが、例えば、値上げということは致し方ないと思うのですけれども、3年間学ぶとすれば、授業料で言うと10万8,000円上がると。計算上は従来よりも高くなるということだろうと思いますけれども、その分だけでも生活困窮世帯のお子様を配慮して減免制度をつくるなど、そのような配慮が必要だと思うのですが、見解を伺います。

看護専門学校事務長

現行は3年間の合計で36万5,000円の学費がかかっています。今回の改正案で算出しますと、3年間でトータル50万3,000円ということで、実質13万円余り値上げされるということになると思います。

吉田委員、東委員もおっしゃいました生活困窮者の方々のための配慮は、確かに重要なことであると思います。今回の制度改正に伴い、そのような低所得の方々に対して現行の支援制度の中で対応できることはどのようなことなのか。答えといたしましては、現在は国の就学支援制度—給付型奨学金などは、私たち

ではなかなか用意できなかった一私たちの学校でも現在、貸与型の奨学金は用意しているのですけれども、年間約34万円で、それから、この国の制度は最大80万円まで奨学金が出て、給付ですから返さなくてもいいのです。

そのような大きな利点もあることから、今回はその大きな制度を、今回の改定を踏まえました対応の1つとして考えることに至ったところであります。ただ、今いただきました御意見は確かに大事なことだと思しますので、どのようなことが必要なのかということをもた勘案したいと思えます。

東委員

富山市立の看護専門学校ということで、1つの目的として、ここでしっかりと看護を学んでいただき、市立の市民病院やまちなか病院で働いていただいて、その分、市民の健康に還元していただきたい、守っていただきたいという願いを込め、目的も持った学校だと思えます。今後、市の医療の確立のために役立っていただく人材を育成しているという観点から、またいろいろな配慮をお願いしたいと思えます。

委員長

ほかにはないようですので、これをもって議案



の質疑を終結いたします。

これより、議案第25号から議案第27号まで及び議案第67号、以上4件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第25号から議案第27号まで及び議案第67号、以上4件を一括して採決いたします。

各案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、高齢者ふれあい入浴事業について、当局の報告を求めます。

長寿福祉課長

〔委員会資料により説明〕

委員長           ただいまの説明について何か質問はありませんか。

柞山委員           随分長くかかりました。  
本来なら合併して、全地域対象にすべきだと当初からお願いしておりましたが、とりわけ婦中地域については、かんぽの宿もいこいの村もなくなり、ファボーレの湯だけになりました。山田地域は、これまで対象が山田地域の施設だけだったのですが、これからは範囲が広がって、いよいよこれは合併してよかったな、あるいは、高齢者の方がいろいろな地域に行って、いろいろな体験ができる、いろいろな人と交流できる機会も大幅に増えるということで大変よかったと思います。  
これ以上進めることはかなり無理があると思いますけれども、これ以上のアイデアが何かあればお聞かせいただきたいと思います。

長寿福祉課長      少しずつ進めてきて、取りあえず同じ割引券を使っているところで、似たような金額のところを一くくりにできたのですが、ここから先の八尾地域、富山地域につきましては自己負担制を取っているということがあったり、公衆浴場組合の部分につきましては、公衆浴場自体が推進するために自己負担をしてやっ

ていると。ほかの施設は自己負担がないと。そういった部分があったり、施設自体も一般の公衆浴場から公共のウィンディのような施設、また、大きなファボーレの湯と規模が異なる施設が混在している状況があるというところで、なかなか一気に進めると民営圧迫ということで一財政が豊かで補助費が幾らでもということであれば手はあると思うのですが一限られた財源の中で、合わせていくのがなかなか難しいということです。

また地域性というか、基本的に富山地域以外は、地元にもともと施設があって、健康増進のためにその券を使ってその施設で入浴しようという趣旨になって進めてきた経緯があります。富山地域につきましては、公衆浴場がもともとたくさんあって、そこに行っていただこうということで、福祉的な意味と公衆浴場を助けるといった2つの意味があるということです。

施設自体も、公衆浴場が富山地域に27か所あって、八尾地域にも2か所という形で施設の種類の偏在が見られるものですから、なかなか難しいのですが、状況を見ながら少しずつ—そういう状況なので、ステークホルダーはたくさんいるのですが—そのステークホルダーの意見が合う部分から、合わせられると

ころは順次合わせていきたいと考えています。

柞山委員

一方で、福祉施設での入浴が廃止の方向でもありますし、そういう点から言うと、この事業はそれを補完するという意味では、もう少し光るような事業にしていただければ、事業の進捗もしやすいと。そういうことも一方で置きながら、総合的に考えるべきだと、これは要望にしておきます。

吉田委員

補助金額が微妙に違うのですね。それをやっぱり今後検討して一不公平感があるとの声が上がっておりましてのでお伝えするのと、それからあと1点、細入憩いの家が、細入総合福祉センターの中にあつたのですよね。天湖森は非常に大きな改善をされますが、榆原地区の人たちにとっては歩いて行ける風呂がなくなるという点ではちょっと……。風呂だけでも残してくれないかという声を私は聞いているのです。検討の余地はないのですか。

長寿福祉課長

細入憩いの家—これは一般の方も入れる施設で一さきの12月の議会で廃止ということで、今の細入中核型地区センターのところになるという形でございます。そこがなくなりましたが、細入地域には楽今日館があつて、今天

湖森の話も出ておりましたので、そちらは農林水産部で行っているところでございますので、そのあたりの情報等を集めながら、またどういう状況かということは聞いて、体制をどうするのかということを考えてまいりたいと思います。

吉田委員 楽今日館や天湖森は歩いて行けないのです。まさに、まちの銭湯的な役割を果たしているのです。もう絶対に変わらないということで、廃止は決定ですか。

長寿福祉課長 こちらにつきましては、既に福祉保健部から市民生活部に所管変えしているのです、なかなか、今さらということはありません。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
次に、福祉保健部所管分で、議案及びただいまの報告事項以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時28分 休憩

~~~~~

午後2時19分 再開

委員長 厚生委員会こども家庭部所管分の議案の審査を行います。

議案第28号 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第29号 富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例制定の件、  
以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども健康課長 〔議案第28号について、  
議案概要書により説明〕

まちなか総合  
ケアセンター所長 〔議案第29号について、  
議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

                      これより、議案第28号、議案第29号、以上2件を一括して討論に入ります。

                      討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            討論なしと認めます。

                      これより、議案第28号、議案第29号、以上2件を一括して採決いたします。

                      各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            御異議なしと認めます。

                      よって、各案件は原案可決されました。

                      以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

                      次に、こども家庭部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

久保委員          部長に大きな方向性を伺いたいと思うのですが、けれども、独り親家庭という言葉をよく耳にしまして、予算の中でも独り親家庭に対する

様々な支援がなされています。

確かに、独り親家庭が抱える問題というのはたくさんあるのだろうと思いますし、報道でもそういったものがよく取り上げられています。問題意識はもちろん共有できるのですが、中には、家族構成で、例えば配偶者が交通事故などで障害を受けて働けなくなったと。そうなってくると、独り親ではないのですが、世帯的には実質、働けない人がいて生活がより困窮するなど、支援を求める人たちがいるわけです。

こども家庭部は、セーフティネットの部分と子どもをより産み育てていきやすい環境という、要は少子化対策のプラスアルファの部分と両方抱えておられる中で、もちろん独り親家庭にはこれからもいろいろな支援の検討はされていく中で、いろいろな家庭の事情がありますから、セーフティネットの部分についてもぜひアンテナを—今も高く張っておられると思いますけれども—いろいろな政策の中で反映していただきたいと思うのですが、部長の御所見をお伺いしたいと思います。

こども家庭部長 確かに非常に難しい問題だと思います。何と申しますか、つい先日の10万円給付の件で



も、例えば9月に離婚の調停中であって、実質離婚はしていないのだけれども、体はもう別れていたと。そういった、例えば実際はお母さんのほうが扶養していたものも、そこに給付金が届かないといったことで今も対応しています。まさにそういった、基準だけで割り切れない、あるいは、先ほど委員からも御紹介がありました独り親というくくりで、くくり切れない部分はあるのだろうと思います。ただし、やはりそのような一定の基準のラインの中で、まずは基本をしっかりしなければ、逆に言うと、いろいろなところにぶれ過ぎて、誰のため、何のための政策なのかということが分かりにくくなると思うのです。ですから、セーフティーネットはセーフティーネットで、どのようなパターンがあるのか、どのようなお困り事があるのかということは、確かにしっかり拾い上げていかなければいけないですし、窓口でのいろいろな会話の中でそういったヒントをたくさんいただけますから、それを十分拾い上げて、これは政策に移していったほうがいいのだということであれば、それはどんどん予算化するなり、または予算がかからないサービスとして提供できるといったものもあると思いますので、そこら辺は十分に一大風呂敷ではないですけれども一意見を

十分吸い上げていきたいと思っています。

余談ではありませんが、今回の医療的ケア児の対応についても、実は昨年中にお母さん方とディスカッションする機会があって、実際に子を預けるところがなかなかないといったことがまず1つあるのですが、もう1つは、いわゆるお友達、同年代の健常者といいますか、元気にやっぺらっしゃるその同じ空気感を共有させたいと。ですから、ずっと預けなくても週に何回かでもいい、あるいは時間短縮でもいいから預けたい、そういった御意見もあります。

ですから、何が何でも全部預けてということではなくて、そういった意見も聞きながら、どのようなニーズがあるのかということはいっぺら受け止めていきたいと思っていますし、一度やったからといって、それはスタートでありそれで終了ではないので、スタートイコール今後どのように展開していくのかという意味でのスタートなのだと思っていますから、我々としてはそのように対応していきたいと思っています。

久保委員

ありがとうございます。

市役所の制度から漏れて、そこで終わりですよと言うと、市民は冷たいなと感じるわけで

す。今の部長の答弁にあったように、予算がつかない、事業では支援できないけれども、困った実態に耳を傾けて寄り添っていただければ、市民の皆さんのこども家庭部に対する感情ももっとよくなると思いますし、それが藤井市長の掲げる幸せ日本ーにつながる大きな役割を果たすと思いますので、ふだんから大変だと思いますが、今の部長の答弁にあったように、今後も温かい部局運営をしていただけたらありがたいと。また、それが予算に反映できるように、議会としても精いっぱい、私個人としても応援していきたいと思いますので、お願いいたします。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時28分 休憩

~~~~~

午後3時47分 再開

委員長

厚生委員会市民生活部所管分に入ります。

市民生活部所管分において、本委員会に付託

された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

久保委員

部長にお伺いしたいのですが、以前は60歳で定年退職されて地域の活動に入っていられる方が大変多くいらっしゃいました。今は60歳で定年のところから65歳で定年、その後の再雇用で70歳まで、元気な間、生涯現役の方が増えてきているわけです。

そういった中で、町内会の組織機能が顕著に高齢化していて、世代交代がなかなかできないと。若い世代に代わろうと思っても、まだ働いているから難しいですと言われて、世代交代がうまくいかない。

そういった中で、最近よく寄せられる声の中に、市の広報を配るのが嫌だから、メールか何かで省略できないのかという話をよく聞くのです。分科会でも回覧板の話がありました。今、回覧板を実際に使ってみた感想であったり、その機能の拡充の中で、例えば、希望者は市の広報を配らなくてもよくなるということになれば、ごみの排出抑制—最近よく私も言われたので—抑制であったり、あと地域の皆さんにとってはタイムリーに見て、いつでもスマホで確認できるということになれば、可能性として使い勝手が非常に広がるのでは

ないかと。市の広報は当然、企画管理部だと思っておりますが、この電子回覧板を実際に使ってみた用途から、ぜひ部局を超えた情報提供や活用の可能性について検討いただけないかと思っておりますが、部長からの御意見を伺いたいと思います。

市民生活部長 先ほどの分科会での回覧板アプリのことも絡めての御質問だと思っておりますが、まず今、いわゆるICTの機器、スマートフォンやパソコンを使用すると、いわゆるリテラシーという言い方がよくあるわけなのですけれども、市民全体がどこまでそういう能力や機器を保有して、そのような関係になるのかということが非常に大きな問題だろうと思っております。

富山市としましては、スマートシティを推進するということで今大きく舵を切っている状況でございますが、一方では、例えば、自治振興会の役員の方からは、「今、市役所は何でもパソコンでやれやれ言って」という一例えはワクチンの話などもございまして、なかなか一律の状態では進まないというのが現在の状況であるだろうと見ております。

したがいまして、回覧板アプリを導入することにつきましても、恐らく、それが今

現在、回覧板を回していることときれいに置き代わることはないのだろうという中で、ではそういうものを出して一体どのような利用の仕方があるのか。100%利用しなくても、5割、7割という形の利用の中で、効率的な利用が図られることによって、それが地域活動の支援になるということであればいいなということで、試験的、実験的な要素が非常に多く出ているところでございます。

ですから、今おっしゃいましたように、広報というものは、市としましては、市の様々な活動を伝達する一番要の手段です。ホームページというものもありますけれども、今の状態では、紙媒体でお届けするということが一番大事なツールであると考えております。

希望される方によっては、広報も要らないのではないかという考え方もあるわけですが—これはちょっと広報を配布するセクションが違ってくるところがあるわけですが—それをその状況によって見て配る、配らないというような、手数、手間暇ということもありまして、多分今はそこまでの踏ん切りがなかなかつかない状況かと思えます。

電子回覧板のアプリも様々になりまして、単に回覧板機能だけを持つもの、それと、アプリという特性を生かして、市の行政情報をそ

ここに1本載せて、さらに双方向性を持たせるということに取り組んでおられる市町村もあるとお聞きしております。

今後はそのような展開に、いわゆるホームページがそうしたアプリとして双方向性を持つようなものに切り替わっていく時代がいずれ来るのだろうという意識は我々の中にはあるわけですが、今現在は、冒頭に申し上げましたように、リテラシーや、お年寄りがなかなかそのような状況の中では、基本は紙媒体のものを皆さんにしっかりお届けする中で、そこにこういうICTを絡めていくというのが今の状況であるということで、今、回覧板も含めてそういう形で取り組んでいるということです。

今ほどおっしゃったことにつきましては、近い将来なのか、遠い将来なのかということはあるかと思いますが、どこかで切り替えていく必要があるのかなとは思いますが、今の段階ではまだなかなか、「ちょっとパソコン勘弁してくれよ」という声も多く聞かれるということが状況としてあると御理解いただければと思います。

久保委員

もちろん急には変わらないのだろうと思います。ですので、段階的に一そのまま紙ベース

のものは続けながらアプリに入れていたらもう要らないよという声が増えてくるかもしれないですし、今後、スマホなどを使える人がどこまで増えていくのかもまだ分かりませんので。ただ、せっかくモデル事業をやりますから、こういったノウハウをぜひ庁内で共有していただいて、可能性を追求していただければいいのかなと思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和4年3月定例会の厚生委員会を閉会いたします。



令和4年3月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 吉田 修

署名委員 久保大憲